

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 一 二 五 号

(質問の 一二五)

内閣衆質第一二五号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対する内閣の答弁書の權威に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対する内閣の答弁書の權威に関する

る質問に対する答弁書

茨城県鉾田町農業協同組合に係る供米代金の支拂に関しては、再三回答した通り支障が認められない。

なお、組合の経営上の欠陥については、政府においても農業協同組合経営対策協議会を通じ、着々対策を講じ再建に努力中である。

右答弁する。